

令和元年度 大阪地方最低賃金審議会

第334回総会 会議次第

自 令和元年8月23日（金）

至 令和元年8月26日（月）

1 開 会

2 議 事

大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る不適切な事務処理について

3 閉 会

# 大阪地方最低賃金審議会第334回総会

(令和元年度 第6回総会)

## 資 料 目 次

- 資料 1 大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る不適切な事務処理について
- 資料 2 平成28年及び29年最低賃金に関する基礎調査について

## 大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る 不適切な事務処理についての報告

### 1 概要

大阪労働局で実施した最低賃金に関する基礎調査(管内の産業別等の賃金分布を調査するもの。調査実施期間:毎年5月上旬~6月上旬。以下「基礎調査」という。)において、職員2名(局専門官及び局主任)により、不適切な事務処理が行われていたことが判明した。

令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年度調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」とのご見解を頂いているところであるが、本事案の経緯、調査結果及び今後の対応について以下のとおり報告する。

### 2 本事案の経緯

大阪の最低賃金の改定額の審議の参考指標として参照される令和元年度の基礎調査について、集計作業を行っている中で、数字誤りの可能性に職員が気づいたことが端緒である。

当時集計中の令和元年度の調査については、集計作業の中で調査票の精査(事業所に問い合わせる等により確認)を実施した。

また、平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した基礎調査の調査結果についても同様の数字誤りの可能性があったことから、令和元年度の最低賃金の改定額を審議する上で、改定元となる平成30年度の最低賃金額の決定に係る審議に影響があったかどうかを確認するため、平成30年度調査の調査票の内容を事業所に問い合わせる等して調査票の内容を精査した上で再集計を行った。再集計の結果を元に、令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会において平成30年度調査の集計結果の訂正を報告した<sup>※</sup>。

さらに、平成26年度から29年度の調査についても、同様の数字誤りの可能性を把握したため、大阪労働局において本件の詳細を把握する調査を実施した。

※ 令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年度調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」との見解をいただいた。

### 3 調査方法

大阪労働局総務部は、本件の事実関係を把握するため、現存する平成 26 年度以降の調査票を確認するとともに、以下の職員の計 28 名に対して聴き取り調査を行った。

- ・平成 23 年度以降<sup>\*</sup>に在籍した労働基準部賃金課の管理職員及び本調査の取りまとめを担当した職員
- ・上記以外の平成 26 年度以降に在籍した労働基準部賃金課の本調査に関わった職員（既に退職し連絡が取れない者及び休職中の者を除く）

※後述する職員 A は、局専門官として平成 24 年度から本調査担当として在籍していた。

併せて、2 で述べた再集計作業で把握された事実と照らし合わせて確認を行った。

### 4 調査結果

#### (1) 現存する調査票より確認されたこと

大阪労働局内に現存する平成 26 年度調査から平成 30 年度調査までの調査票を確認したところ、それぞれ以下のとおりの①本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ記入担当者欄が空欄のもの、②事業所の労働者数を変更し、それに見合うよう労働者に関する事項を変更しているが、その変更理由が付記されていないもの（以下「不適切処理が疑われる調査票」という。）が認められた。

	調査対象事業所数	不適切処理が疑われる調査票
平成 26 年度	5284	240
平成 27 年度	4153	351
平成 28 年度	4378	252
平成 29 年度	4772	361
平成 30 年度	4960	316

#### (2) 平成 30 年度調査の再集計の過程で把握されたこと

平成 30 年度調査の不適切処理が疑われる調査票 316 事業所分について、2 で述べた再集計作業での事業所への問い合わせにより、以下のことが確認された。

不適切処理が疑われる調査票の内訳	事業所数
調査票の修正が当時の事業所の実態と合っていることが確認されたもの	5
本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ、事業所に調査票の提出した事実がない、又は提出した事実が不明なもの	134
労働者の数の不適切な変更とそれに対応する労働者の個別データ欄の変更（個別労働者のデータ削除、又は追加）が行われていたもの	111
事業所の確認が取れず修正の経緯が不明なもの	66

### (3) 聞き取り調査から把握されたこと

聞き取り調査から、基礎調査のとりまとめを行っていた職員A（局専門官）及びその指示を受けた職員B（局主任）が平成29年度及び平成30年度について調査事業所数を確保するために独断で不適切な事務処理を行った事実を認めた。また、平成26年度から平成28年度までについても、職員Aが独断でかつ単独で不適切な事務処理を行った事実を認めた。

なお、聞き取り調査からその他の職員の不適切な事務処理はなかった。

## 5 原因分析

### (1) 調査関係者のコンプライアンス意識の欠如

今回の事案は、職員Aは調査票を勝手に修正することが不適切であるとの認識はあったものの、企業規模を変更する程度は問題ないと考えていたことや一部の業種で回収率が悪いことを理由に調査事業所数を確保するため調査票を書き換えるなど、統計に対する誤った認識と、コンプライアンス意識が欠如する中で、このような不適切な事務処理を行っていたこと。

### (2) 管理者の不十分な管理

管理職員が業務のチェックや進捗管理、必要に応じた局内の支援体制の構築をしておらず、職員Aの不適切な事務処理を把握できていなかったこと。

## 6 再発防止策

### (1) 調査関係者に対する研修の実施

新たに賃金課に配置された職員に対し、基礎調査の目的や調査方法等について研修を行うとともに、毎年度、基礎調査を実施する際には賃金課の職員に対し、今回の事案も踏まえて不適切な事案の例示を示しつつ、適切な事務処理の実施やコンプライアンス意識の徹底に向けた教育を管理職員より行う。

## (2) 組織的な業務の実施

調査票の回収から最低賃金審議会専門部会の資料作成に至るまで、賃金課長及び主任賃金指導官によるチェックをマニュアル化し、必要に応じて局内における支援体制を構築する。

また、賃金課長及び主任賃金指導官が進行管理をしながら、一人の担当が長期に業務を抱え込むことがないように、一つの業務を複数職員が担当し相互に指摘し合える体制を構築し、組織的な業務の実施を行う。

平成 28 年及び 29 年最低賃金に関する基礎調査について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

(2) 調査の範囲

① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

② 労働者

6 月 1 日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

(3) 調査事項

① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年 6 月分の賃金形態

キ 当年 6 月分の基本給額（見込額）

ク 当年 6 月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年 6 月分の月間所定労働日数

コ 当年 6 月分の 1 日の所定労働時間数

(4) 調査の実施期間

5 月中旬～ 6 月中旬

## 2. 集計値の訂正

(1) 平成 28 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した「平成 28 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### ア) 平成 28 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	253 千人	258 千人	+5 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	18.7%	19.0%	+0.3%

(注1) 平成 28 年 8 月 4 日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2) 大阪府最低賃金を時間額 883 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3) 指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### イ) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,376 円	1,379 円	+3 円
中位数 (時間当賃金額)	1,152 円	1,146 円	-6 円

(2) 平成 29 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した「平成 29 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### ア) 平成 29 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	292 千人	302 千人	+10 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	20.3%	21.0%	+0.7%

(注1) 平成 29 年 8 月 3 日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2) 大阪府最低賃金を時間額 909 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3) 指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### イ) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,395 円	1,388 円	-7 円
中位数 (時間当賃金額)	1,186 円	1,155 円	-31 円



# 平成28年最低賃金に関する基礎調査（再集計前）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）

28年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,349,940	28,905	40,131	986,670	101,330	87,261	105,642
円	9,848			5,185	831	1,036	2,795
-	729	(0.7)		(0.5)	(0.8)	(1.2)	(2.6)
730 -	739	183		183			
		(0.0)		(0.0)			
740 -	749	80		80			
		(0.0)		(0.0)			
750 -	759	1,282		861		42	379
		(0.1)		(0.1)		(0.0)	(0.4)
760 -	769	1,713		737	200		777
		(0.1)		(0.1)	(0.2)		(0.7)
770 -	779	1,103		1,103			
		(0.1)		(0.1)			
780 -	789	946	201	648	97		
		(0.1)	(0.5)	(0.1)	(0.1)		
790 -	799	347		268			79
		(0.0)		(0.0)			(0.1)
800 -	809	7,525	67	2,129	534	2,125	2,670
		(0.6)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(2.4)	(2.5)
810 -	819	2,485	38	1,127		244	1,075
		(0.2)	(0.1)	(0.1)		(0.3)	(1.0)
820 -	829	2,173	236	1,830	38	69	
		(0.2)	(0.8)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	
830 -	839	1,779		794	553		432
		(0.1)		(0.1)	(0.5)		(0.4)
840 -	849	3,221	236	2,036	455	236	258
		(0.2)	(0.6)	(0.2)	(0.4)	(0.3)	(0.2)
850 -	859	51,971	4,624	26,257	4,236	4,241	9,472
		(3.8)	(16.0)	(2.7)	(4.2)	(4.9)	(9.0)
860 -	869	115,411	15,831	64,792	6,330	9,495	12,847
		(8.5)	(54.8)	(6.6)	(6.2)	(10.9)	(12.2)
870 -	879	42,277	621	25,173	4,736	1,834	4,572
		(3.1)	(2.1)	(2.6)	(4.7)	(2.1)	(4.3)
880 -	889	35,721	1,891	23,520	2,560	2,753	2,665
		(2.6)	(6.5)	(2.4)	(2.5)	(3.2)	(2.5)
890 -	899	26,622	1,043	21,996	143	1,871	916
		(2.0)	(3.6)	(2.2)	(0.1)	(2.1)	(0.9)
900 -	949	128,297	4,520	88,682	5,891	7,453	10,157
		(9.5)	(15.6)	(9.0)	(5.8)	(8.5)	(9.6)
950 -	999	69,787		52,875	4,004	4,002	2,684
		(5.2)		(5.4)	(4.0)	(4.6)	(2.5)
1,000 -	1,099	119,191	42	81,195	8,539	9,839	16,243
		(8.8)	(0.1)	(8.2)	(8.4)	(11.3)	(15.4)
1,100 -	1,199	90,975		72,879	4,256	7,323	6,516
		(6.7)		(7.4)	(4.2)	(8.4)	(6.2)
1,200 -	1,299	90,281		68,457	5,502	8,431	7,646
		(6.7)		(6.9)	(5.4)	(9.7)	(7.2)
1,300 -	1,399	73,470		60,359	3,389	4,884	4,227
		(5.4)		(6.1)	(3.3)	(5.6)	(4.0)
1,400 -	1,499	60,813		53,358	3,874	1,847	1,734
		(4.5)		(5.4)	(3.8)	(2.1)	(1.6)
1,500 -	1,599	73,962	97	60,092	5,028	4,044	4,700
		(5.5)	(0.3)	(6.1)	(5.0)	(4.6)	(4.4)
1,600 -	1,699	41,804		34,477	3,458	2,151	1,719
		(3.1)		(3.5)	(3.4)	(2.5)	(1.6)
1,700 -	1,799	41,429		34,888	2,826	1,628	2,087
		(3.1)		(3.5)	(2.8)	(1.9)	(2.0)
1,800 -	1,899	47,088		40,037	3,052	1,753	2,246
		(3.5)		(4.1)	(3.0)	(2.0)	(2.1)
1,900 -	1,999	31,262		25,811	2,735	1,432	1,284
		(2.3)		(2.6)	(2.7)	(1.6)	(1.2)
2,000 -		176,895		134,843	28,063	8,528	5,461
		(13.1)		(13.7)	(27.7)	(9.8)	(5.2)
月平均賃金額	193,219	46,620	71,658	205,060	247,714	176,029	130,841
時間当平均賃金額	1,376	872	914	1,404	1,650	1,322	1,205
月一人ヨリツガ働時間数	134	54	78	141	142	130	113
第1・20分位数	858	858	858	860	858	850	800
第1・10分位数	860	858	860	860	860	860	850
第1・4分位数	900	860	870	925	932	880	862
中位数	1,152	860	900	1,213	1,339	1,057	1,000
四分位偏差係数	0.3040	0.0117	0.0445	0.3040	0.4383	0.2398	0.1942

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

# 平成28年最低賃金に関する基礎調査（再集計値）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）  
28年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,349,940	30,217	41,779	975,820	101,590	85,391	115,143
円	10,922			5,837	970	1,171	2,944
-	(0.8)			(0.6)	(1.0)	(1.4)	(2.6)
730 - 739	164			164			
	(0.0)			(0.0)			
740 - 749	129			96			33
	(0.0)			(0.0)			(0.0)
750 - 759	1,398			988			410
	(0.1)			(0.1)			(0.4)
760 - 769	1,880			870	143		867
	(0.1)			(0.1)	(0.1)		(0.8)
770 - 779	1,205			1,205			
	(0.1)			(0.1)			
780 - 789	1,199		201	820	159		20
	(0.1)		(0.5)	(0.1)	(0.2)		(0.0)
790 - 799	281			174			108
	(0.0)			(0.0)			(0.1)
800 - 809	5,528		67	2,278	486	1,307	1,390
	(0.4)		(0.2)	(0.2)	(0.5)	(1.5)	(1.2)
810 - 819	2,347			960		244	1,142
	(0.2)			(0.1)		(0.3)	(1.0)
820 - 829	1,772	247		1,445		80	
	(0.1)	(0.8)		(0.1)		(0.1)	
830 - 839	2,018			728	598		692
	(0.1)			(0.1)	(0.6)		(0.6)
840 - 849	3,144		280	1,816	463	247	338
	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
850 - 859	49,394	4,865	3,265	23,267	4,211	3,203	10,583
	(3.7)	(16.1)	(7.8)	(2.4)	(4.1)	(3.8)	(9.2)
860 - 869	120,792	15,236	7,639	65,601	6,675	10,390	15,251
	(8.9)	(50.4)	(18.3)	(6.7)	(6.6)	(12.2)	(13.2)
870 - 879	45,026		4,271	27,595	5,240	1,803	6,117
	(3.3)		(10.2)	(2.8)	(5.2)	(2.1)	(5.3)
880 - 889	34,795	1,975	3,362	20,033	2,730	3,325	3,371
	(2.6)	(6.5)	(8.0)	(2.1)	(2.7)	(3.9)	(2.9)
890 - 899	31,735	1,679	959	25,445	114	2,460	1,077
	(2.4)	(5.6)	(2.3)	(2.6)	(0.1)	(2.9)	(0.9)
900 - 949	115,610	6,142	11,449	76,779	3,736	6,915	10,590
	(8.6)	(20.3)	(27.4)	(7.9)	(3.7)	(8.1)	(9.2)
950 - 999	68,309		5,483	51,673	3,850	3,799	3,504
	(5.1)		(13.1)	(5.3)	(3.8)	(4.4)	(3.0)
1,000 - 1,099	128,365	54	4,070	89,777	6,864	9,623	17,977
	(9.5)	(0.2)	(9.7)	(9.2)	(6.8)	(11.3)	(15.6)
1,100 - 1,199	91,266		32	72,391	4,108	7,279	7,456
	(6.8)		(0.1)	(7.4)	(4.0)	(8.5)	(6.5)
1,200 - 1,299	94,002	20	204	70,531	5,944	8,489	8,813
	(7.0)	(0.1)	(0.5)	(7.2)	(5.9)	(9.9)	(7.7)
1,300 - 1,399	71,135		476	58,833	3,252	5,423	3,150
	(5.3)		(1.1)	(6.0)	(3.2)	(6.4)	(2.7)
1,400 - 1,499	60,830			54,112	3,982	1,409	1,326
	(4.5)			(5.5)	(3.9)	(1.7)	(1.2)
1,500 - 1,599	69,797			57,133	5,182	3,085	4,397
	(5.2)			(5.9)	(5.1)	(3.6)	(3.8)
1,600 - 1,699	41,637		20	33,535	4,035	2,319	1,729
	(3.1)		(0.0)	(3.4)	(4.0)	(2.7)	(1.5)
1,700 - 1,799	41,830			34,291	3,528	1,404	2,607
	(3.1)			(3.5)	(3.5)	(1.6)	(2.3)
1,800 - 1,899	46,985			39,950	2,957	1,645	2,434
	(3.5)			(4.1)	(2.9)	(1.9)	(2.1)
1,900 - 1,999	26,154			21,361	2,000	1,984	809
	(1.9)			(2.2)	(2.0)	(2.3)	(0.7)
2,000 -	180,291			136,132	30,365	7,786	6,008
	(13.4)			(14.0)	(29.9)	(9.1)	(5.2)
月平均賃金額	191,876	48,863	73,905	204,061	253,926	168,878	131,251
時間当平均賃金額	1,379	873	913	1,409	1,695	1,320	1,194
月一人ヨリツガ働時間数	133	56	80	140	141	126	114
第1・20分位数	858	858	858	860	858	850	800
第1・10分位数	860	858	860	863	860	860	850
第1・4分位数	900	860	860	937	948	880	862
中位数	1,146	860	900	1,210	1,421	1,010	985
四分位偏差係数	0.3048	0.0176	0.0449	0.2963	0.4339	0.2372	0.1781

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

# 平成29年最低賃金に関する基礎調査（再集計前）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）  
29年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,436,305	15,815	44,397	1,066,896	112,028	87,758	109,410
円	5,506		1,613	1,174	278	440	2,000
-	729	(0.4)	(3.6)	(0.1)	(0.2)	(0.5)	(1.8)
730 -	739	333					333
		(0.0)					(0.3)
740 -	749	360					360
		(0.0)					(0.3)
750 -	759	886	305	344	204		33
		(0.1)	(0.7)	(0.0)	(0.2)		(0.0)
760 -	769	1,430		481		308	641
		(0.1)		(0.0)		(0.4)	(0.6)
770 -	779	250	184			65	
		(0.0)	(0.4)			(0.1)	
780 -	789	980		811			169
		(0.1)		(0.1)			(0.2)
790 -	799	1,300			65	168	1,066
		(0.1)			(0.1)	(0.2)	(1.0)
800 -	809	4,053	277	1,135	533	134	1,974
		(0.3)	(0.6)	(0.1)	(0.5)	(0.2)	(1.8)
810 -	819	181		46		74	60
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.1)
820 -	829	1,732		1,269		134	329
		(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.3)
830 -	839	1,015	261	731			22
		(0.1)	(0.6)	(0.1)			(0.0)
840 -	849	2,327	36	2,074		181	37
		(0.2)	(0.1)	(0.2)		(0.2)	(0.0)
850 -	859	10,705		5,150	593	1,053	3,910
		(0.7)		(0.5)	(0.5)	(1.2)	(3.6)
860 -	869	3,337		2,957		102	278
		(0.2)		(0.3)		(0.1)	(0.3)
870 -	879	2,872	308	2,073	184	65	243
		(0.2)	(0.7)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.2)
880 -	889	78,051	9,920	9,404	40,869	3,564	6,120
		(5.4)	(62.7)	(21.2)	(3.8)	(3.2)	(7.0)
890 -	899	72,528	599	5,127	46,750	4,176	7,109
		(5.0)	(3.8)	(11.5)	(4.4)	(3.7)	(8.1)
900 -	909	111,548	2,553	8,258	75,570	6,349	7,961
		(7.8)	(16.1)	(18.6)	(7.1)	(5.7)	(9.1)
910 -	919	25,630	1,066	1,579	18,362	2,360	1,229
		(1.8)	(6.7)	(3.6)	(1.7)	(2.1)	(1.4)
920 -	929	24,318		839	17,048	3,132	1,123
		(1.7)		(1.9)	(1.6)	(2.8)	(1.3)
930 -	939	24,489	389	1,215	17,657	2,094	1,783
		(1.7)	(2.5)	(2.7)	(1.7)	(1.9)	(2.0)
940 -	949	12,754		243	8,646	1,118	1,292
		(0.9)		(0.5)	(0.8)	(1.0)	(1.5)
950 -	999	95,292	531	5,994	67,339	6,853	6,054
		(6.6)	(3.4)	(13.5)	(6.3)	(6.1)	(6.9)
1,000 -	1,099	145,503	8	6,839	99,926	10,895	11,238
		(10.1)	(0.1)	(15.4)	(9.4)	(9.7)	(12.8)
1,100 -	1,199	105,704	749	1,565	87,949	4,977	5,823
		(7.4)	(4.7)	(3.5)	(8.2)	(4.4)	(6.6)
1,200 -	1,299	99,741		63	81,808	7,375	3,194
		(6.9)		(0.1)	(7.7)	(6.6)	(3.6)
1,300 -	1,399	75,849		194	63,418	3,284	3,249
		(5.3)		(0.4)	(5.9)	(2.9)	(3.7)
1,400 -	1,499	71,839		92	64,402	4,041	1,945
		(5.0)		(0.2)	(6.0)	(3.6)	(2.2)
1,500 -	1,599	69,011			55,798	5,217	4,745
		(4.8)			(5.2)	(4.7)	(5.4)
1,600 -		386,780			303,105	44,735	22,169
		(26.9)			(28.4)	(39.9)	(25.3)
月平均賃金額	196,395	56,363	75,018	205,943	239,062	177,369	144,356
時間当り平均賃金額	1,395	903	922	1,416	1,623	1,415	1,197
月一人当たりの労働時間数	136	61	80	142	138	128	119
第1・20分位数	883	880	800	885	890	883	800
第1・10分位数	890	880	883	900	900	889	860
第1・4分位数	930	883	883	950	964	904	896
中位数	1,186	885	900	1,242	1,332	1,051	1,000
四分位偏差係数	0.3029	0.0099	0.0378	0.2939	0.4146	0.3316	0.2018

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比



# 平成29年最低賃金に関する基礎調査（再集計値）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）

29年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,436,305	19,799	54,521	1,057,491	105,301	87,315	111,878
円	5,551		1,777	915	64	526	2,268
-	729	(0.4)	(3.3)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(2.0)
730 -	739	376					376
		(0.0)					(0.3)
740 -	749	544		149			395
		(0.0)		(0.0)			(0.4)
750 -	759	1,009	352	346	233		79
		(0.1)	(0.6)	(0.0)	(0.2)		(0.1)
760 -	769	1,275		485		413	376
		(0.1)		(0.0)		(0.5)	(0.3)
770 -	779	221	221				
		(0.0)	(0.4)				
780 -	789	810		609			201
		(0.1)		(0.1)			(0.2)
790 -	799	1,846				210	1,635
		(0.1)				(0.2)	(1.5)
800 -	809	3,312	332	1,276		148	1,556
		(0.2)	(0.6)	(0.1)		(0.2)	(1.4)
810 -	819	136		62			74
		(0.0)		(0.0)			(0.1)
820 -	829	1,965		1,408		148	409
		(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.4)
830 -	839	1,200	291	884			25
		(0.1)	(0.5)	(0.1)			(0.0)
840 -	849	2,560	42	2,143		218	157
		(0.2)	(0.1)	(0.2)		(0.3)	(0.1)
850 -	859	10,880	41	5,161	559	527	4,592
		(0.8)	(0.1)	(0.5)	(0.5)	(0.6)	(4.1)
860 -	869	3,518		3,030		108	379
		(0.2)		(0.3)		(0.1)	(0.3)
870 -	879	3,483	413	2,645	21	110	294
		(0.2)	(0.8)	(0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.3)
880 -	889	89,162	12,009	10,589	46,818	4,264	6,343
		(6.2)	(60.7)	(19.4)	(4.4)	(4.0)	(7.3)
890 -	899	78,454	709	6,361	50,701	4,229	7,311
		(5.5)	(3.6)	(11.7)	(4.8)	(4.0)	(8.4)
900 -	909	104,539	3,469	10,835	68,110	5,822	6,356
		(7.3)	(17.5)	(19.9)	(6.4)	(5.5)	(7.3)
910 -	919	31,046	1,635	2,058	22,806	2,518	900
		(2.2)	(8.3)	(3.8)	(2.2)	(2.4)	(1.0)
920 -	929	26,555		1,203	18,897	2,818	1,071
		(1.8)		(2.2)	(1.8)	(2.7)	(1.2)
930 -	939	25,040	497	1,760	16,714	2,298	2,122
		(1.7)	(2.5)	(3.2)	(1.6)	(2.2)	(2.4)
940 -	949	14,311		173	10,274	1,288	1,285
		(1.0)		(0.3)	(1.0)	(1.2)	(1.5)
950 -	999	91,399	588	5,451	66,142	5,619	5,392
		(6.4)	(3.0)	(10.0)	(6.3)	(5.3)	(6.2)
1,000 -	1,099	151,672	8	9,912	103,606	10,327	11,187
		(10.6)	(0.0)	(18.2)	(9.8)	(9.8)	(12.8)
1,100 -	1,199	102,777	884	2,281	83,944	5,133	6,204
		(7.2)	(4.5)	(4.2)	(7.9)	(4.9)	(7.1)
1,200 -	1,299	92,850		71	74,897	6,535	3,867
		(6.5)		(0.1)	(7.1)	(6.2)	(4.4)
1,300 -	1,399	79,411		249	65,781	3,231	3,758
		(5.5)		(0.5)	(6.2)	(3.1)	(4.3)
1,400 -	1,499	69,264		111	62,792	3,189	1,811
		(4.8)		(0.2)	(5.9)	(3.0)	(2.1)
1,500 -	1,599	64,350			50,888	4,838	5,387
		(4.5)			(4.8)	(4.6)	(6.2)
1,600 -		376,790			296,009	42,314	21,912
		(26.2)			(28.0)	(40.2)	(25.1)
月平均賃金額	193,891	55,688	75,881	203,899	241,757	181,003	146,268
時間当平均賃金額	1,388	903	926	1,408	1,655	1,448	1,207
月一人ヨリツカ働時間数	134	61	80	140	136	128	119
第1・20分位数	883	880	835	885	890	883	800
第1・10分位数	890	883	883	890	900	889	850
第1・4分位数	920	883	885	950	959	909	890
中位数	1,155	885	900	1,222	1,303	1,068	1,000
四分位偏差係数	0.3074	0.0100	0.0458	0.2978	0.4557	0.3237	0.2047

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

平成 30 年度最低賃金に関する基礎調査について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

(2) 調査の範囲

① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

② 労働者

6 月 1 日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

(3) 調査事項

① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年 6 月分の賃金形態

キ 当年 6 月分の基本給額（見込額）

ク 当年 6 月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年 6 月分の月間所定労働日数

コ 当年 6 月分の 1 日の所定労働時間数

(4) 調査の実施期間

5 月中旬～ 6 月中旬

## 2. 集計値の訂正

平成 30 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した、「平成 30 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### (1) 平成 30 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	278 千人	279 千人	+1 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	19.3%	19.4%	+0.1%

(注1)平成30年8月2日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2)大阪府最低賃金を時間額 936 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3)指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### (2) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,453 円	1,461 円	+8 円
中位数 (時間当賃金額)	1,194 円	1,196 円	+2 円

(再集計前)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表)  
30年

賃金分布表(1)

地域: 大阪府

産業: 地域別最低賃金適用産業

就業形態: (全て)

規模: (全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,579	43,783	1,047,194	123,324	90,675	112,618
円	15,245			6,332	1,789	3,225	3,899
-	(1.1)			(0.6)	(1.5)	(3.6)	(3.5)
800 - 809	2,706		181	1,630	60	517	318
	(0.2)		(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.6)	(0.3)
810 - 819	404			296		83	24
	(0.0)			(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 - 829	465			102	57	155	151
	(0.0)			(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 - 839	554			142		103	309
	(0.0)			(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 - 849	949		271	561		39	77
	(0.1)		(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 - 859	2,608			2,245		44	318
	(0.2)			(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 - 869	791		191	447			152
	(0.1)		(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 - 879	2,373			777		695	901
	(0.2)			(0.1)		(0.8)	(0.8)
880 - 889	2,175			1,319	144	334	378
	(0.2)			(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.3)
890 - 899	2,830			1,595	651	252	333
	(0.2)			(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
900 - 909	57,150	3,361	3,467	39,972	2,331	2,034	5,984
	(4.0)	(14.9)	(7.9)	(3.8)	(1.9)	(2.2)	(5.3)
910 - 919	105,540	4,023	5,861	68,377	6,845	9,511	10,922
	(7.3)	(17.8)	(13.4)	(6.5)	(5.6)	(10.5)	(9.7)
920 - 929	44,709	2,943	3,798	30,331	2,045	1,505	4,088
	(3.1)	(13.0)	(8.7)	(2.9)	(1.7)	(1.7)	(3.6)
930 - 939	42,718	4,291	3,989	23,688	3,202	2,668	4,880
	(3.0)	(19.0)	(9.1)	(2.3)	(2.6)	(2.9)	(4.3)
940 - 949	28,292	2,538	2,146	14,909	830	4,977	2,892
	(2.0)	(11.2)	(4.9)	(1.4)	(0.7)	(5.5)	(2.6)
950 - 959	57,490	1,471	6,603	34,400	3,137	5,404	6,475
	(4.0)	(6.5)	(15.1)	(3.3)	(2.5)	(6.0)	(5.7)
960 - 969	19,028	459	1,561	12,885	1,024	819	2,280
	(1.3)	(2.0)	(3.6)	(1.2)	(0.8)	(0.9)	(2.0)
970 - 979	14,426	506	1,293	8,974	1,280	1,738	634
	(1.0)	(2.2)	(3.0)	(0.9)	(1.0)	(1.9)	(0.6)
980 - 989	24,381	506	2,726	18,594	486	973	1,094
	(1.7)	(2.2)	(6.2)	(1.8)	(0.4)	(1.1)	(1.0)
990 - 999	9,452		71	6,768	699	452	1,463
	(0.7)		(0.2)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.3)
1,000 - 1,049	119,429	2,021	6,817	81,394	10,096	7,812	11,291
	(8.3)	(8.9)	(15.6)	(7.8)	(8.2)	(8.6)	(10.0)
1,050 - 1,099	56,115		61	43,952	3,123	2,391	6,587
	(3.9)		(0.1)	(4.2)	(2.5)	(2.6)	(5.8)
1,100 - 1,149	70,783		1,781	56,588	3,194	4,214	5,007
	(4.9)		(4.1)	(5.4)	(2.6)	(4.6)	(4.4)
1,150 - 1,199	44,414		250	36,280	3,306	1,741	2,837
	(3.1)		(0.6)	(3.5)	(2.7)	(1.9)	(2.5)
1,200 - 1,249	39,585		602	31,514	4,256	1,925	1,289
	(2.7)		(1.4)	(3.0)	(3.5)	(2.1)	(1.1)
1,250 - 1,299	48,312	459	235	36,368	4,841	2,963	3,447
	(3.4)	(2.0)	(0.5)	(3.5)	(3.9)	(3.3)	(3.1)
1,300 - 1,349	39,978		918	30,671	2,952	1,594	3,844
	(2.8)		(2.1)	(2.9)	(2.4)	(1.8)	(3.4)
1,350 - 1,399	37,838			30,347	3,214	1,746	2,531
	(2.6)			(2.9)	(2.6)	(1.9)	(2.2)
1,400 - 1,499	80,229		918	64,986	7,628	3,091	3,606
	(5.6)		(2.1)	(6.2)	(6.2)	(3.4)	(3.2)
1,500 -	469,204		44	360,750	56,134	27,669	24,606
	(32.6)		(0.1)	(34.4)	(45.5)	(30.5)	(21.8)
月平均賃金額	199,973	54,145	71,328	210,742	250,037	182,152	138,614
時間当り平均賃金額	1,453	941	978	1,467	1,760	1,388	1,333
月一人ヨリツガ働時間数	133	57	73	139	141	132	107
第1・20分位数	909	909	909	909	910	872	873
第1・10分位数	910	909	910	910	920	910	909
第1・4分位数	950	910	920	980	1,025	946	930
中位数	1,194	930	950	1,247	1,420	1,083	1,019
四分位偏差係数	0.3004	0.0166	0.0422	0.2821	0.3595	0.2941	0.2307

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

# (再集計値)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表)  
30年

賃金分布表(1)

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：(全て)

規模：(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,360	22,499	44,078	1,033,177	125,540	95,241	119,826
円	15,467			6,768	2,123	2,796	3,779
-	(1.1)			(0.7)	(1.7)	(2.9)	(3.2)
800 - 809	2,996		149	1,653	74	700	419
	(0.2)		(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.3)
810 - 819	396			263		106	27
	(0.0)			(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 - 829	535			134	54	196	151
	(0.0)			(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 - 839	550			107		117	327
	(0.0)			(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 - 849	953		271	560		43	79
	(0.1)		(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 - 859	2,862			2,478		43	341
	(0.2)			(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 - 869	859		193	505			161
	(0.1)		(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 - 879	2,980			1,019		861	1,101
	(0.2)			(0.1)		(0.9)	(0.9)
880 - 889	2,425			1,430	187	379	429
	(0.2)			(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.4)
890 - 899	3,271			1,838	833	267	333
	(0.2)			(0.2)	(0.7)	(0.3)	(0.3)
900 - 909	50,661	3,458	3,479	32,726	2,596	1,844	6,557
	(3.5)	(15.4)	(7.9)	(3.2)	(2.1)	(1.9)	(5.5)
910 - 919	110,081	4,129	5,845	70,271	7,422	10,653	11,761
	(7.6)	(18.4)	(13.3)	(6.8)	(5.9)	(11.2)	(9.8)
920 - 929	46,202	3,128	4,093	30,810	2,184	1,611	4,375
	(3.2)	(13.9)	(9.3)	(3.0)	(1.7)	(1.7)	(3.7)
930 - 939	41,567	4,096	3,873	22,577	3,089	2,531	5,401
	(2.9)	(18.2)	(8.8)	(2.2)	(2.5)	(2.7)	(4.5)
940 - 949	28,061	2,641	2,260	14,327	777	5,072	2,984
	(1.9)	(11.7)	(5.1)	(1.4)	(0.6)	(5.3)	(2.5)
950 - 959	51,722	938	5,673	30,884	2,943	5,125	6,158
	(3.6)	(4.2)	(12.9)	(3.0)	(2.3)	(5.4)	(5.1)
960 - 969	19,556	626	1,542	12,686	1,060	762	2,881
	(1.4)	(2.8)	(3.5)	(1.2)	(0.8)	(0.8)	(2.4)
970 - 979	13,652	469	1,238	8,569	1,172	1,504	700
	(0.9)	(2.1)	(2.8)	(0.8)	(0.9)	(1.6)	(0.6)
980 - 989	26,707	469	3,026	20,111	449	1,218	1,434
	(1.9)	(2.1)	(6.9)	(1.9)	(0.4)	(1.3)	(1.2)
990 - 999	8,505		112	5,344	688	460	1,901
	(0.6)		(0.3)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(1.6)
1,000 - 1,049	123,271	1,918	6,570	83,582	10,243	8,476	12,482
	(8.6)	(8.5)	(14.9)	(8.1)	(8.2)	(8.9)	(10.4)
1,050 - 1,099	55,326		50	42,565	2,849	2,666	7,197
	(3.8)		(0.1)	(4.1)	(2.3)	(2.8)	(6.0)
1,100 - 1,149	71,887		1,729	56,511	3,351	5,074	5,222
	(5.0)		(3.9)	(5.5)	(2.7)	(5.3)	(4.4)
1,150 - 1,199	43,685		318	34,875	3,295	2,060	3,137
	(3.0)		(0.7)	(3.4)	(2.6)	(2.2)	(2.6)
1,200 - 1,249	39,203		799	31,179	3,874	1,957	1,394
	(2.7)		(1.8)	(3.0)	(3.1)	(2.1)	(1.2)
1,250 - 1,299	48,431	626	313	35,705	4,794	3,141	3,852
	(3.4)	(2.8)	(0.7)	(3.5)	(3.8)	(3.3)	(3.2)
1,300 - 1,349	40,571		1,252	30,610	3,230	1,639	3,841
	(2.8)		(2.8)	(3.0)	(2.6)	(1.7)	(3.2)
1,350 - 1,399	37,588			29,953	3,303	1,895	2,437
	(2.6)			(2.9)	(2.6)	(2.0)	(2.0)
1,400 - 1,499	77,785		1,252	61,852	7,617	3,448	3,617
	(5.4)		(2.8)	(6.0)	(6.1)	(3.6)	(3.0)
1,500 -	472,602		43	361,283	57,332	28,597	25,348
	(32.8)		(0.1)	(35.0)	(45.7)	(30.0)	(21.2)
月平均賃金額	199,877	53,883	72,613	211,425	249,176	181,679	137,352
時間当平均賃金額	1,461	942	986	1,478	1,766	1,391	1,324
月一人ヨリツガ働時間数	133	57	73	139	140	132	107
第1・20分位数	909	909	909	910	910	878	875
第1・10分位数	910	909	910	910	913	910	909
第1・4分位数	958	910	920	987	1,022	946	930
中位数	1,196	930	950	1,250	1,420	1,100	1,010
四分位偏差係数	0.2968	0.0165	0.0422	0.2838	0.3726	0.2869	0.2290

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比